

玖珠町こども計画 策定業務委託仕様書

1 業務名 玖珠町こども計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、こども・子育て世帯の生活実態や動向に加え、こども・若者を取り巻く現状及び課題を把握するための調査を実施するとともにその課題を分析し、こども施策に関する事項を一体的に定めるものとして、玖珠町こども計画を策定することを目的とする。

玖珠町こども計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、策定にあたっては、国の「こども大綱」や国から示された指針、大分こどもまんなかプラン（第5期計画）を勘案して作成する。

なお、令和7年3月に作成した「第3期玖珠町子ども子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」の内容との整合性を図り、新規計画を策定すること。

3 計画期間 令和8年度から令和11年度までの4年間

4 包含する計画（事項）

- ・子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画）
- ・子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく計画）
- ・少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策
- ・子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に基づく計画）
※令和7年3月策定済み
- ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画）
※令和7年3月策定済み

5 履行期間

業務委託契約の締結日から令和8年3月31日までとする。

6 業務内容

（1）アンケート調査の実施

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、結果を報告書及び庁内会議の資料として使用できるようとりまとめる。

調査票の発送に係る経費は、委託者が負担する。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象・配布数	①小学5年生 100名（回収率90%見込み） ②中学2年生 100名（回収率90%見込み） ③玖珠町に居住する高校生世代～39歳 1,000名（回収率40%見込み）
調査手法	インターネットと紙での回答を併用する。
設問設定	・受託者は、国及び県の指針やこども大綱を基に、現在の玖珠町の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案の提案を行う。 ・①、②については、学校配布回収し、Web回答とする。 ・③については、依頼書を郵送し、Web回答と紙回答を併用する。 ・③の配布先は委託者が無作為抽出を行い、配布用宛名ラベルは委託者が作成する。 ・調査票、配布・回収用封筒の印刷、封入・封緘、宛名ラベル貼付作業は受託者が行う。

（2）アンケート調査報告書の作成

アンケート調査に関し、調査票の回収、回収した調査票の入力・集計を行い、調査結果を分析したうえで報告書に取りまとめる。調査票の回収に係る経費は委託者の負担とする。

（3）関係団体での聞き取り調査

こども施策の検討及びこども計画策定のための基礎資料とするため、町内の関係団体（児童養護施設や放課後児童クラブ等）で、国のガイドラインに沿ったこどもの意見聴取を実施し、結果を報告書にとりまとめる。

（4）こども施策に関する各種情報提供支援

法律や制度の動向を把握し、計画策定に波及する可能性のある事案が生じた場合は、速やかに委託者に情報提供を行うとともに、計画案への反映方法の検討等の対応を行うこと。

（5）本町のこども施策等の状況の把握・評価と課題整理

アンケート調査結果等などを整理し、本町のこども施策に関わる課題を抽出する。

（6）計画骨子案及び素案の作成

玖珠町第6次総合計画をはじめとする町の関連計画に加え、国のこども大綱及び各種指針、大分県こども計画との整合性に配慮し、計画の構成、施策体系等の検討を行い、こどもの意見を反映した計画案を作成する。また、パブリックコメント終了後は

意見の概要と町の考え方を作成し、計画素案の修正及び計画案の作成を行う。

(7) 玖珠町子ども・子育て会議の支援

玖珠町子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。(年間3回程度)

当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(8) パブリックコメントの実施支援

こども計画素案に関して玖珠町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

7 成果品

受託者は、成果品として次のものを納品する。

- (1) アンケート調査報告書：A4判、集計表・・・データ納品（加工可能なデータ）
- (2) こども計画：表紙4色、A4判、100頁程度、本文1色印刷・・・データ納品（加工可能なデータ、PDF版）、製本納品200部
- (3) こども計画概要版：A4判、8頁程度、カラー印刷・・・データ納品（加工可能なデータ、PDF版）、製本納品2,000部
- (4) その他業務で使用した資料一式・・・データ納品上記原稿のデータ一式

8 その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ玖珠町と協議し、決定すること。
- ・守秘義務

受託者は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面において町の承認を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。